

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2500003 号
厚生局事案番号 : 四国(国)第 2500001 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、請求期間当時、A 市にある大学に在籍し、同市 B 区で住民登録していたが、平成 3 年 4 月から大学生も国民年金への加入が義務化されたことから、親からの仕送りとアルバイトの給与から捻出して請求期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間の国民年金の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号、以下「手帳記号番号」という。）により行われており、請求者が、請求期間当時に住民登録をしていた A 市 B 区で請求期間の保険料を納付するためには、同区で国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号の払出しを受け、国民年金被保険者資格を取得することが必要であるが、オンライン記録によると、請求者は、現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）により、令和 7 年 3 月 1 日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得しており、同日より前に同被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索による調査、並びに国民年金払出簿縦覧検索により平成 3 年 1 月から平成 5 年 5 月までの期間に A 市 B 区において払い出されたことが確認できる手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿の氏名及びオンライン記録の氏名、生年月日等の記録を全件調査したものの、請求者に係る手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと思われる。

さらに、請求者は、「阪神大震災の時に不明になった記録があるのではないか。」旨陳述しているところ、A市は、「電算システムと被保険者台帳管理をしており、震災による記録の紛失はなかった。」と回答している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。